

住民基本台帳ネットワークの稼働に向けて

～平成15年8月から本格稼働～

今年8月から住民サービスの向上と行政事務の効率化を目指す住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）が段階的にスタートします。

このシステムにより、住民票の写しの添付や、市役所の証明が必要とされたさまざまな事務が簡素化されます。来年8月には、全国どこでも自分の住民票の写しの交付が受けられる広域交付、引越しの手続きが軽減されるサービスなども開始される予定です。当市では、現在、ネットワークを活用したサービスの開始に向けて準備を進めています。

住基基本台帳とは？

個人の氏名や住所、生年月日、性別など、法律で定められた事項を記載したものを住民票といいますが、この住民票をまとめたものが住民基本台帳です。

平成11年8月の住民基本台帳法の一部改正により、新たに住民票の記載事項として、住民票コード（重複しない11けたの数字）が付くことになりました。この住民票コードは今年8月、市役所からみなさんに郵送でお知らせします。

住基ネットとは？

住民基本台帳に記載されている情報のうち、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、以上の項目の変更年月日・理由

り、高度な安全確保機能を持つICカードを有料で発行します。顔写真付きを希望されると公的な身分証明書として活用できます。

全国で住民票の取得が可能に各市区町村で、ICカードや運転免許証などを提示することにより、本人や同一世帯の住民票の交付が受けられるようになります。引越しの手続きが軽減

現在、住んでいる市区町村に転出届を出し、転出証明書の交付を受けた上で、引越し先の市区町村に転入届を出します。これが、郵送で転出届をし、引越し先の市区町村に転出証明書の代わりにICカードを提示するだけで、転入の届出ができるようになります。

個人情報の保護対策は？

住基ネットは、大切な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護を最重要課題としています。そのため、個人情報の保護と漏洩防止のためさまざまな対策を講じています。

1 制度面からの対策
都道府県、地方自治情報センターに記録されている情報を「本人確認情報」に限定します。個人情報の提供先や利用目的が法律で決められており、目的外利用を禁止しています。また、民間

での住民票コードの利用を禁止しています。
システム操作者に守秘義務を課し、違反者に対して通常より重い罰則が課されます。

2 技術面からの対策
外部からの侵入防止のため不正アクセス防止装置、侵入を監視する機器を設置し、専用回線を使用するとともに、情報を暗号化することで情報漏洩を防止します。

システム操作者の目的外利用を防ぐため、操作者用ICカードやパスワードによる厳重な確認を行い、正当な操作者だけが利用できるようにします。

3 運用面からの対策
指定情報処理機関（地方自治情報センター）において、住基ネットを操作、管理、運用する担当者に対し、秘密保持義務、不正利用に対する処分など厳重に守らなければならない必要事項が定められています。
関係職員には、秘密保持を義務付けるほか、都道府県に情報を保護するための委員会や審議会を設置します。

住基ネットによるサービスは？

などを全国の市区町村が通信回線を通じて、「本人確認情報」として都道府県と国から委任された指定情報処理機関（地方自治情報センター）のコンピュータに送信します。国の行政機関などは、法律で定められた事務について「本人確認情報」の提供を受けることにより、行政事務の効率化を図ることができます。

1 今年10月から順次開始
各種行政手続のための住民票の写しの添付が不要となります。

（恩給、各種免許、資格の登録、パスポート記載事項の変更など）

2 来年8月から開始予定
住民基本台帳カード（以下「ICカード」）の発行
各市区町村は、本人の申請によ

問い合わせ 市民課

(☎ 851855)